

下水道分野におけるPPP/PFIの推進について

第4回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 民間セクター分科会

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部 下水道企画課

令和3年3月5日

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月）抜粋

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて運営と経済・財政一体改革

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革（2）感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

- 公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生（1）東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

⑤ 公共サービスにおける民間活用

- あらゆる分野において民間資金・ノウハウを積極活用し、コンセッションなど多様なPPP/PFIを推進する。
- 特に、コンセッション事業者が、事業に密接に関連する建設・改修についても実施できることを明確化するための法制度の整備を行うとともに、初期財政負担支援、資格制度整備、官民対話の促進など地方自治体の取組が加速するようなインセンティブを強化する。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（令和2年7月）抜粋

3. 推進のための施策

（2）地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

v) 広域化・集約化等に向けた支援等

- ② 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。（平成30年度から）

vi) PPP/PFI手法の優先的検討等の促進

- ② PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水）について、着実に運用を実施する。（平成29年度から）

4. 集中取組方針

（2）重点分野と目標

③下水道

- 平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は3件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和3年度末までとする。

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

改定版概要

PPP/PFI推進のための施策

PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し	地域のPPP/PFI力の強化等	その他
○コンセッション事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施出来る業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図る ○共有物に対して公共施設等運営権を設定する際の円滑な事業運営確保等のため、共有物分割請求権の行使を制限する期間の特例を設けるなど必要な措置の検討を行う ○キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う ○SPC株式の流動化の促進のため、SPCの運営のあり方等をガイドラインで示す等の環境整備を行う ○機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等を検討する	○地方公共団体等への積極的な支援 ・PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金により適切に支援するとともに、支援分野の拡大等、取組が加速するインセンティブの検討を行う ・PFI事業の事後評価等のマニュアルを作成・周知し、今後の事業の改善への活用を促す ・PPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、人材を活用する仕組み等を検討する ・コンセッション方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた創意工夫について、地方公共団体や民間事業者等へ情報共有する ○地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの推進 ・地域におけるPPP/PFIの関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的活動を支援する ・地域経済活性化に資する事業の実施のための措置を検討する	○民間提案制度に関する既存マニュアルについて、近年の活用実態・課題に応じた改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備を促すとともに周知する ○PFI推進機構の活用 ・資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の一層の掘り起こしを図る ・現在の設置期限の延長も含めて、今後のあり方の検討を行う ○国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法（公共施設の非保有手法）について、活用が有効と思われる条件等の検討を行い、活用に向けた環境整備を行う

コンセッション事業等の重点分野

空港（6件）、水道（6件）、下水道（6件）、道路（1件）、文教施設（3件）、公営住宅（6件）については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。
〔水道【今後の経営のあり方の検討※30件：～令和3年度】※運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む〕
〔下水道【実施方針策定6件：～令和3年度】〕
クルーズ船旅客ターミナル施設【令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討】、MICE施設【6件：～令和3年度】、公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】

事業規模目標

21兆円（平成25～令和4年度の10年間）
〔コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円（人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す）、公的不動産利活用事業4兆円（人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す）、その他事業5兆円〕

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が民間委託を導入済
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる包括的民間委託は処理施設で531施設、管路で38契約導入されており、近年増加中
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心にPFI（従来型）・DBO方式は37施設で実施中
- PFI（コンセッション方式）については、平成30年4月に浜松市で、令和2年4月に須崎市でそれぞれ事業が開始され、令和2年3月に宮城県で事業者公募が開始され優先交渉権者の選定中。また、奈良市、三浦市、宇部市、村田町が導入に向けた具体的な検討（デューディリジェンス）を実施

下水道施設	(R2.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による) (* H30 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。H31.3.31時点) ※ 1 団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない			
	下水処理施設 (全国2,199箇所*)	ポンプ場 (全国6,069箇所*)	管路施設 (全国約48万km*)	全体 (全国1,471団体)
包括的民間委託	531箇所 (266団体)	893箇所 (160団体)	38契約 (26団体)	(272団体)
指定管理者制度	62箇所 (20団体)	81箇所 (9団体)	33契約 (11団体)	(20団体)
DBO方式	25契約 (22団体)	1契約 (1団体)	0契約 (0団体)	(23団体)
PFI (従来型)	10契約 (7団体)	0契約 (0団体)	1契約 (1団体)	(8団体)
PFI (コンセッション方式)	2契約 (2団体)	1契約 (1団体)	1契約 (1団体)	(2団体)

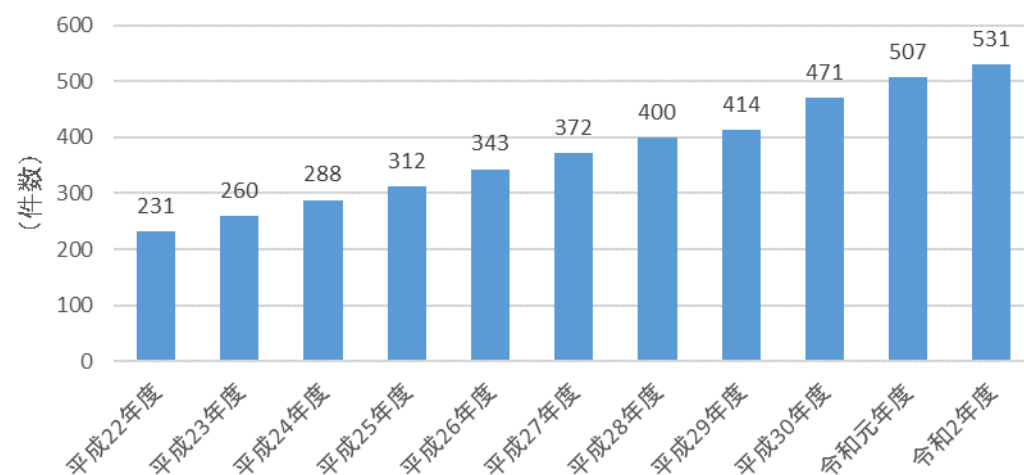
処理施設における包括的民間委託導入状況

＜処理施設における包括的民間委託の定義＞

性能発注方式であることに加え、かつ、**複数年契約**であることを基本とする方式
複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方

（出典）「処理場等包括的民案委託導入ガイドライン」（日本下水道協会）

＜処理施設における包括的民間委託の導入件数推移＞



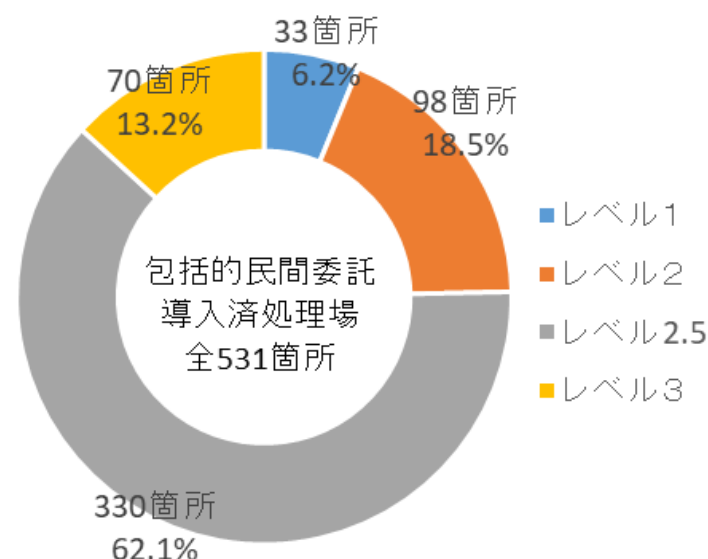
出典：国土交通省調査（R2.4.1時点）

＜性能発注における包括的民間委託レベル＞

項目	
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

（出典）「処理場等包括的民案委託導入ガイドライン」（日本下水道協会）

＜委託レベル別の処理場数＞



出典：国土交通省調査（R2.4.1時点）

管路施設における包括的民間委託導入状況

地方公共団体	事業開始	事業名
富士市	H27.8.1	富士市終末処理場管理運転等業務委託
河内長野市	H28.3.15	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務
大阪狭山市	H28.4.1	大阪狭山市下水道管路施設包括的維持管理業務
鳥栖市	H28.4.1	鳥栖市浄化センター維持管理業務
岩見沢市	H29.4.1	下水道管路施設維持管理業務
東吾妻町	H29.4.1	吾妻浄化センター処理施設及び下水道管路維持管理業務委託
大阪市	H29.4.1	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託
十勝圏複合事務組合	H30.4.1	下水道施設運転管理業務委託
千葉県	H30.4.1	花見川終末処理場他維持管理包括委託
千葉県	H30.4.1	手賀沼終末処理場他維持管理包括委託
かほく市	H30.4.1	かほく市上下水道事業包括的民間委託
都城市	H30.4.1	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託
都城市	H30.4.1	都城浄化センター等包括的維持管理業務委託
都城市	H30.4.1	高城浄化センター等包括的維持管理業務委託
豊田市	H30.6.8	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託
柏市	H30.10.1	柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託
奈良市	H30.10.1	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託
千葉県	H31.4.1	花見川第二終末処理場他維持管理包括委託
山梨県	H31.4.1	富士北麓浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	峡東浄化センター運転管理等包括委託

地方公共団体	事業開始	事業名
山梨県	H31.4.1	釜無川浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	桂川清流センター運転管理等包括委託
大津市	H31.4.1	管渠維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務
姫路市	H31.4.1	家島浄化センター運転管理業務等包括委託
鳥取市	H31.4.1	鳥取市東部地域千代川右岸下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	H31.4.1	鳥取市東部地域千代川左岸下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	H31.4.1	鳥取市南部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	H31.4.1	鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	H31.4.1	鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務
浜松市	R1.6.14	中部処理区 下水道管路長寿命化対策業務
旭川市	R2.4.1	下水道施設維持管理業務
守谷市	R2.4.1	守谷市管路施設管理業務委託
安曇野市	R2.4.1	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託
中能登町	R2.4.1	中能登町下水道処理施設維持管理業務委託
伊東市	R2.4.1	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託
土佐町	R2.4.1	土佐町上下水道に係る運転管理業務

計38契約 (R2.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

※ 管路施設における包括的民間委託の定義

複数年契約であること、かつ、管路管理に係る複数の業務や処理施設等の管理業務とパッケージ化して実施する方式。

<PFI（従来型）> 計11契約

地方公共団体	事業名
東京都(H14.10)	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業
大阪市(H18.4)	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市(H20.8)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市(H21.4)	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市(H23.4)	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市(H24.7)	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市(H26.12)	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県(H26.12)	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市(H27.3)	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市(H28.8)	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
富田林市(H31.3)	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業

(R2.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

表内の年月は事業開始時期

<DBO方式※> 計26契約

地方公共団体	事業名
東京都 (H16.11)	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都(H17.11)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県(H19.2)	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市(H19.5)	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都(H20.7)	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
薩摩川内市(H21.1)	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市(H21.3)	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県(H21.12)	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都(H23.2)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)
埼玉県(H23.12)	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市(H24.11)	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県(H25.1)	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市(H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市(H25.4)	下水汚泥固形燃料化事業
京都府(H25.10)	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県(H26.10)	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡市(H26.12)	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県(H27.7)	県北地区広域汚泥資源化事業(米代川流域下水道・大館処理センター)
福岡県(H28.1)	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市(H29.2)	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市(H29.9)	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市(H29.10)	玉川ポンプ場事業
福岡市(H29.12)	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
大船渡市(H30.4)	大船渡浄化センター 施設改良付包括運営事業
京都市(H30.5)	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
市原市(R2.3)	松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業

※設計・施工・管理一括発注 (DB+O含む)

<事業概要>

対象事業： 処理場（1か所）・ポンプ場（2か所）（西遠処理区＝浜松市内最大処理区）の維持管理・機械電気設備改築更新

事業期間： 20年間（平成30年4月事業開始）

運営権者： 浜松ウォーターシンフォニー株式会社

（ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）

VFM： 14.4%

（総事業費（現在価値換算後）が約600億円 → 約514億円へ縮減）

運営権対価： 25億円

【運営権者の取組と効果】

- ・ 修繕等の内製化： 保全管理費を約**43%削減**（令和元年度）
（浜松市想定コスト6.46億円⇒3.68億円）
- ・ 運転管理最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減：
エネルギー消費原単位**3.9%減**、ユーティリティ費約**32.7%減**
- ・ 委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合：
平成29年度末74%（46名中34名）→令和元年度末**93%**（45名中42名）

【特徴的な取組】

- ① スマートフォンを活用した点検
- ② 維持管理と改築の一体的な実施業務の効率
- ③ 国際下水道セミナーの開催
（第1回への来場者数は106名）
- ④ 地域活性化に貢献する起業家支援プログラムを実施

【視察への対応】

- ・ 行政・企業等から約800名が視察（平成30年4月1日～令和2年2月21日）

<事業対象施設の位置図>



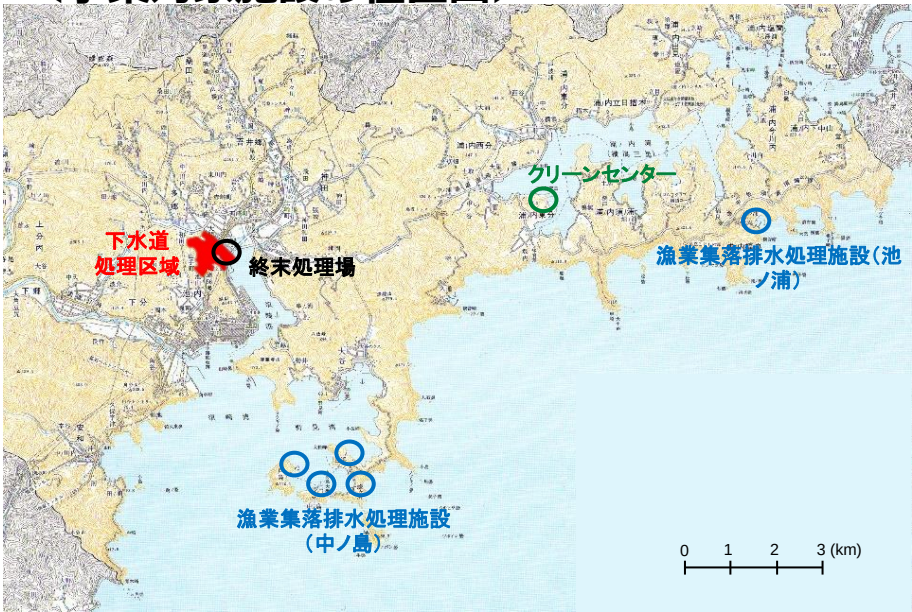
<スケジュール>

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定・実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管・包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

＜事業概要＞

人口：2.2万人（令和元年11月末時点）
対象事業：下水道の終末処理場（1か所）、管渠（污水）（10km）の経営、企画、運転維持管理【公共施設等運営事業】、漁業集落排水処理施設の維持管理、クリーンセンター等の運転維持管理【包括的民間委託】、下水道の雨水ポンプ場の保守点検、管渠（雨水）の維持管理【委託（仕様発注）】をパッケージ化
事業期間：19.5年間
運営権者：株式会社クリンパートナーズ須崎（N J S、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、P F I 推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社）
VFM：約7.6%（19.5年で、約2億2300万円の削減効果）

＜事業対象施設の位置図＞



＜事業スキーム(公共施設等運営事業+包括的民間委託等)＞

対象事業			事業方式
下水道	下水道管渠（污水）	経営、企画、維持管理	公共施設等運営事業
	終末処理場	経営、企画、運転維持管理	【～令和6年9月(予定)】 包括的民間委託 【令和6年10月～(予定)】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託（仕様発注）
	下水道管渠（雨水）	維持管理	委託（仕様発注）
漁集	浄化槽	維持管理	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理	包括的民間委託
クリーンセンター等			運転維持管理 包括的民間委託

＜スケジュール＞

平成28年度	P F I 法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	事業開始

<事業概要>

事業名：宮城県上工下水一体官民連携運営事業

(みやぎ型管理運営方式)

対象事業：水道用水供給事業(2事業)、工業用水道事業(3事業)、流域下水道事業(4事業)の**運転維持管理・改築等**(管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く)

事業期間：20年間

流域下水道の利用者(関係市町村)：21市町村

(仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、美里町)

- 20年間、水道、工業用水道、下水道一体のスケールメリットに加え、運転維持管理と改築とのパッケージ化により、**9事業合計で約247億円(7.4%)、下水道事業では約55億円(4.0%)のコスト削減効果**を見込む。
- モニタリング**は、運営権者、県、有識者委員会による**三段階で行い、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保**。

<事業対象施設の位置図>



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

●水道用水供給事業(2事業)

大崎広域水道事業
仙南・仙塩広域水道事業

●工業用水道事業(3事業)

仙台北部工業用水道事業
仙塩工業用水道事業
仙台圏工業用水道事業

●流域下水道事業(4事業)

仙塩流域下水道事業
阿武隈川下流流域下水道事業
鳴瀬川流域下水道事業
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業(3事業)

北上川下流流域下水道事業
追川流域下水道事業
北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

<スケジュール>

平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施(水道、工業用水道、下水道)
平成30年度	デューデリジェンス実施(下水道)
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定(予定)
令和3年度中	運営権設定・実施契約締結(予定)
令和4年4月	事業開始(予定)

国土交通省の下水道PPP/PFI導入に対する支援状況

- 国土交通省では、下水道分野のPPP/PFI導入に向けて、情報・ノウハウの共有、ガイドライン整備、財政的支援を実施
- 民間企業の PPP/PFI 手法推進における課題や解決方策を検討する「民間セクター分科会」を設置

案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）」設置(H27～)
 - ・ 全国より187の地方公共団体が参画 (R3.2時点)。2～3ヶ月に1回程度開催。
 - ・ 「民間セクター分科会」を設置(H29～)。年間1～2回程度開催。
- 官民連携相談窓口「げすいの窓口」設置(H29～)
 - ・ 地方公共団体の担当者の方々からの相談・質問等をお受けするための相談窓口（げすいの窓口）を設置。
- 下水道事業における官民連携・広域化等に関する説明会(下水道キャラバン)の開催(H29～)
 - ・ 最新の国の方針や実際の取組事例について、全国各ブロックで説明会実施。
- 首長に対するトップセールス (H28.2～)
 - ・ コンセッションをはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。

各種ガイドライン等の整備

<PPP/PFI全般>

- ・ 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(H29.1)

<包括的民間委託>

- ・ 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(H13.4)
- ・ 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12)
- ・ 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(R2.3)
- ・ 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6)_日本下水道協会

<コンセッション>

- ・ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (H31.3)

財政的支援

- 準備事業の支援（モデル都市に対する支援）(H28～)
 - ・ コンセッションを含む先進的な PPP/PFI 事業の導入に前向きな自治体に対して 内部検討や実施方針・契約書作成等の支援を実施
- 社会資本整備総合交付金等
 - ・ 下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施

○ 地方自治体の担当者などに官民連携の先行事例や、国の取り組みを報告する検討会を年4回程度開催

1. 概要

趣旨：老朽化施設の増大や執行体制の脆弱化が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくためモデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有

参加団体：47都道府県、120市、19町村、1団体の計187団体(令和3年2月時点)

開催実績：平成27年10月に第1回を開催し、令和3年2月までに24回開催。

※ 過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載中 



検討会の様子

2. 今年度の開催スケジュール（案）

時期		概要	場所
令和2年	8月4日	第22回検討会	東京他5都市
	11月17日	第23回検討会	東京、大阪、WEB
令和3年	2月26日	第24回検討会	WEB
	3月3日	経営セミナー	WEB
	3月5日	第4回民間セクター分科会	WEB

3. テーマ・内容（案）

コンセッション、包括的民間委託（処理場・管路）、汚泥の有効利用、広域化・共同化、他事業との連携などを主なテーマとし、先進的な取組を実施あるいは導入を検討している団体から事例紹介と意見交換等を実施

○ 官民連携を推進するために、民間企業の視点でのPPP/PFI事業の参入にあたっての課題と解決方策の検討を行う場として、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に「民間セクター分科会」を設置

1. 概要

趣旨：下水道事業に携わる、あるいは関心のある民間企業がコンセッション方式などのPPP/PFI手法を推進する際に課題となる事項や解決方策に対して具体的な検討を行い、下水道事業において更なる官民連携が促進されることを目的として、本分科会を設置

開催実績： 平成29年7月に第1回を開催し、令和3年3月に第4回を開催

2. 検討内容 ※ 過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載中

議題		配布資料
第1回 H29.7.4	1. 下水道分野における PPP/PFI を含む政府の最新動向 2. 下水道分野において更なる官民連携を進めるための課題等について 3. その他	1. 民間セクター分科会 設置趣旨 2. 検討の進め方（案） 3. 民間セクター分科会 参加企業名簿 4. PPP/PFI に関する下水道分野での政府の最新動向 5. メタウォーターの PPP 事業 6. 積水化学工業の PPP/PFI 事業への取り組み 7. 下水道分野において更なる官民連携を進めるための課題等について 8. 下水道分野における官民連携を進めるための課題等について
第2回 H30.3.6	1. 下水道分野における PPP/PFI を含む政府の最新動向 2. 未来投資戦略2017での指摘事項について 3. その他	1. PPP/PFI に関する下水道分野での政府の最新動向 2. コンセッション方式における物価変動の考え方について
第3回 H31.2.15	1. 下水道分野における PPP/PFI を含む政府の最新動向 2. 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインの概要 3. その他	1. 民間セクター分科会 参加企業名簿 2. PPP/PFI に関する下水道分野での政府の最新動向 3. 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインの概要

- 下水道事業における多様なPPP/PFIの案件形成に向けてモデル都市（地域）にコンサルタントを派遣
- 課題整理・調査分析、官民連携手法導入の比較検討等を実施

1 目的

下水道事業における多様なPPP/PFIの案件形成に向け、先進的なPPP/PFI手法の検討を行うモデル都市（地域）にコンサルタントを派遣し、課題整理、スキーム検討、効果分析を行い、その成果を全国に横展開する事業を実施

2 モデル都市における検討概要

国土交通省による、モデル都市（地域）における課題整理・調査分析、広域化・共同化や他事業（水道・浄化槽・農集排・廃棄物処理等）との連携を含めた官民連携手法導入の比較検討等を実施

3 過去のモデル都市 ※ 過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載中

年度	モデル都市
H28 3都市	三浦市（神奈川）、小松市（石川）、宇部市（山口）
H29 9都市	三浦市（神奈川）、小松市（石川）、津幡町（石川）、富士市（静岡）、奈良市（奈良）、赤磐市（岡山）、宇部市（山口）、周南市（山口）、須崎市（高知）
H30 9都市（地域）	村田町ほか12市町（宮城）、会津坂下町（福島）、三浦市（神奈川）、津幡町（石川）、富士市（静岡）、津市（三重）、堺市（大阪）、周南市（山口）、大分市（大分）
R1 10都市（地域）	村田町ほか12市町（宮城）、会津坂下町（福島）、宇都宮市（栃木）、小田原市（神奈川）、富山市（富山）、津市（三重）、大阪狭山市（大阪）、熊本市（熊本）、山鹿市（熊本）、大分市（大分）
R2 6都市	葉山町（神奈川）、津市（三重）、吹田市（大阪）、新居浜市（愛媛）、大分市（大分）、鹿児島市（鹿児島）

国土交通省下水道部ホームページについて

- 下水道部ホームページでは、下水道事業全般に関する最新情報を公開
- PPP/PFIについては、過去の検討会資料や、下水道キャラバン資料、各種マニュアル、「官民連携見える化マップ」などを公開中



国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ振り English

検索方法 サイトマップ

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お問い合わせ・申請

下水道

> 水管理・国土保全トップ > 下水道トップ > 新着情報 > 審議会・委員会 > サイトマップ > English

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 下水道

トピックス

- 下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討会(令和2年度第1回)を開催しました。(令和2年10月28日) **NEW!**
- 9月10日「下水道の日」の特設ページを公開しています。(令和2年9月2日)
- 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」の受賞者が決定しました。(令和2年9月1日)

新着情報

- 下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討会(令和2年度第1回)を開催しました。(令和2年10月28日)

スクロール

効率的な事業運営

- > 官民連携(PPP/PFI)
- > 広域化・共同化
- > ICTの活用
- > 下水道事業の経営
- > 長期収支見通し(Model G)

【掲載メニュー（一部）】

■官民連携（PPP/PFI）

- 官民連携見える化マップ
- 各種マニュアル
- PPP/PFI検討会、キャラバン資料
- **コンセッション導入事例**
 - ・ 導入自治体、運営権者HPリンク
 - ・ 過去の発表資料

■広域化・共同化

- 推進するための目標
- 取り組み事例

■下水道事業の経営

- 下水道経営に係る各種データ&ツール等
 - ・ 経営状況の見える化
 - ・ 長期収支の推計モデル（Model G）
 - ・ 維持管理コスト分析ツール

ホームページアドレス : <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/index.html>

PFI法第6条に基づく民間提案制度(6条提案)

- 民間事業者が行政に対してPFI事業を提案できる制度を導入
- 提案をうけた公的主体は、提案内容を検討して結果を提案者に通知

提案主体

特定事業を実施しようとする民間事業者

提出書類

- ・ 特定事業の案（PFI事業の概要等を記載）
- ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果（PFIを活用することによる効果・効率性を記載）
- ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法

提案を受けた公的主体の対応

- ・ PFI法の要件を充足した提案である場合には、**公共側は必ず提案を受け付けて**、速やかに検討を実施しなければならない
 - ※ 事業の意義・必要性、実現可能性の観点から検討
 - ※ 提案の内容等に応じて検討に必要な期間は異なることから、検討期限は法定していない
- ・ 検討結果がまとまった際には、遅滞なく提案者に通知（PFI法第6条第2項）

<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律>

（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

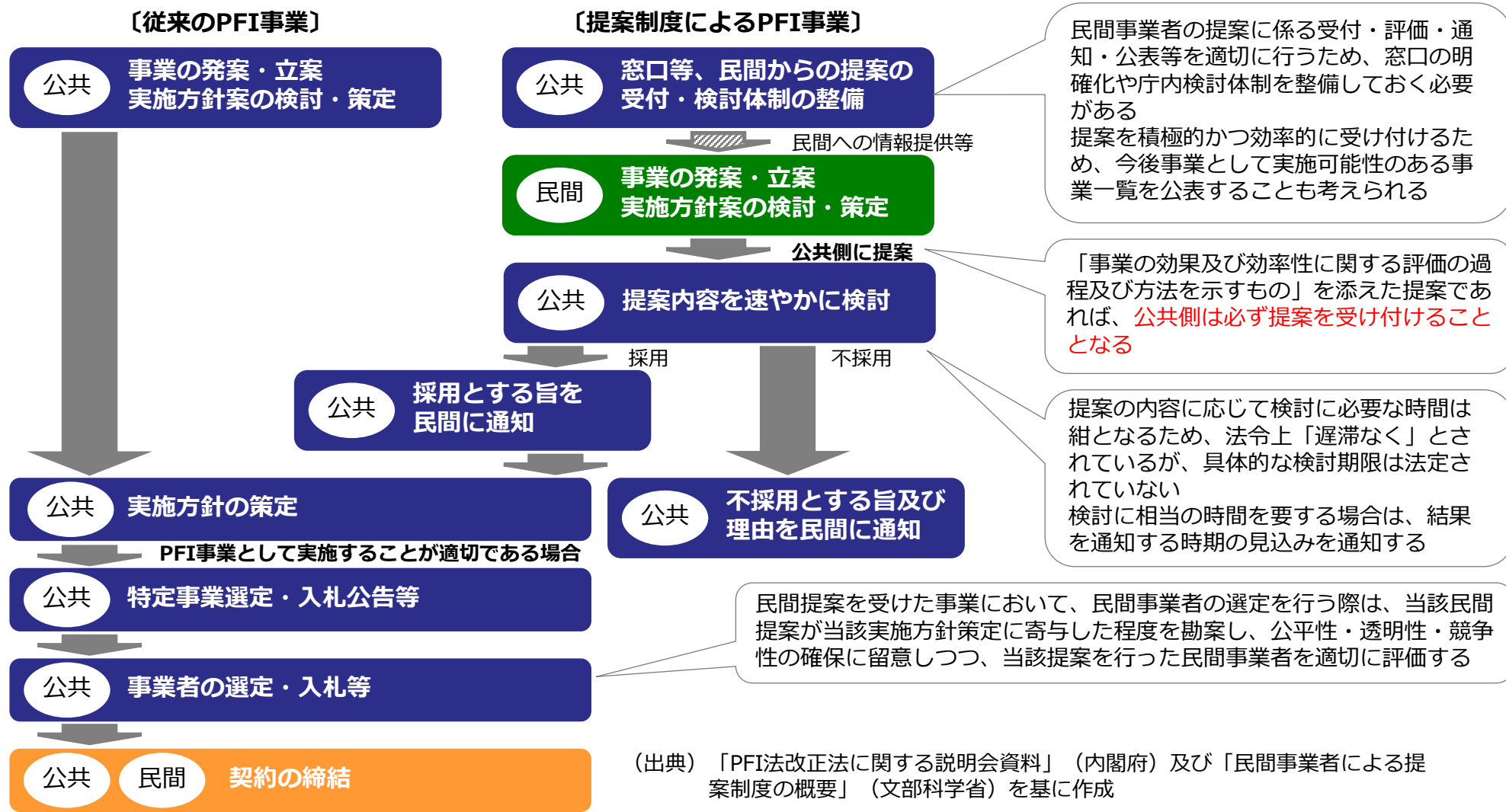
2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則>

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

民間事業者による提案制度の流れ

- PFI法に基づく提案制度では、民間事業者が事業の発案・立案等を実施
- 「事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの」を添えた提案である場合は、公共側は必ず受付けて提案内容を検討



○ 高知県須崎市の下水道コンセッション事業は、PFI法に基づく民間提案を契機として事業化

- 平成25～26年度
 - ・ 高知県下水道経営健全化検討委員会に参画し、下水道事業に関する課題を抽出
 - ・ その課題に対する具体的な経営改善策を検討し、その基本方針を策定
- 平成28年度
 - ・ PFI法第6条に基づく「民間提案」を受付
 - ・ 事業化検討調査を実施し、民間提案の有効性を確認
- 平成29年度
 - ・ 資産評価の実施
 - ・ 資産評価の結果を踏まえ、運営事業にかかる実施方針を公表
- 平成30年度
 - ・ 募集要項等を公表し、事業者選定手続きを開始
 - ・ 優先交渉権者を決定し、年度末に運営事業にかかる基本協定を締結
- 令和元年度
 - ・ 公共施設等運営権の設定及び、実施契約締結

民間提案は、公共下水道施設に公共施設等運営権を設定し、下水道および漁業集落排水施設等の包括的な維持管理を行う提案（平成28年6月に受付）。

- ① 公共施設等運営事業の対象となる施設供用区域内の全ての污水管きよ、須崎市終末処理場
- ② 包括的維持管理委託業務等の対象となる施設公共下水道施設（雨水関連施設）、漁業集落排水処理施設等

提案内容の検討結果等

- ① 検討結果
 - ・ 提案内容の精査の結果、市にとって事業化する意義のある提案と評価⇒ **民間提案の有効性を確認**
- ② 事業化に向けた課題の整理
 - ・ 下水道管きよ（污水）への運営権設定時の課題や留意点（リスク分担等）の整理
 - ・ B-DASH施設の運営権追加設定の考え方の整理
 - ・ デューデリジェンス（資産評価）の実施
 - ・ 実施方針、要求水準書、募集要項等の骨子案の作成

民間提案をベースに市が所管する関連業務をパッケージ化して一体的に管理運営する事業